

(参考様式)

笠間農業振興地域整備計画変更理由書

笠間市農業振興地域整備計画は、農業を振興するため長期的、総合的観点から定めたものであり、本計画の変更にあたっては、笠間市農業振興地域整備促進協議会に諮問し意見を聴取するなど慎重を期しているところである。

特に、農用地利用計画の変更は、優良農地の確保を図るため、農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)で定められた農用地区域について十分検討するとともに、他法令との調整を行ったうえで変更しているところである。

今回の変更の申出は、資材置場及び自己用住宅による除外案件2件である。

当案件については、社会経済状況の変化に伴い、本市の住民等から農用地以外の用途に供する目的があるため、当該土地を農用地区域から除外されたい旨の申出があったものである。農用地以外の用途に供することが必要と認められ、除外により周辺土地の農業上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。また、土地改良事業についても該当しない地区であり、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもないと認められる。以上のことから、法第13条第2項に定める除外要件を満たしていると認められるため、農用地区域からの除外を行うものである。